



せいか社協だより

地域で共に助けあい 支えあうまちづくり

VOL.122

季節の作品大集合



精華町社会福祉協議会デイサービスでは季節ごとに創作活動に取り組んでいます。色紙を細かく切ったり、イメージしながら貼る作業は、手指運動や脳の活性化に効果的です。創作を通じて自然と広がる会話と、和気あいあいとした雰囲気の中で作品が完成した時は、皆さん達成感に包まれます。

社協デイサービスを利用して、楽しく過ごしませんか。

私たちの作品を見てください♪



絆ネット構築支援事業のお知らせ

絆ネット構築支援事業とは？

近年、新型コロナウイルスの影響も加わり、生活困窮やひきこもり・不登校など個人や家族が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化しています。そのような「困りごと」を地域課題として取り上げ、できるだけ多くの人たちが住み慣れた地域で、今までどおりの生活ができるようなまちづくりを進めるために、様々な相談を受け止める相談窓口です。

どんな相談ができるの？

高齢者、障がいのある人、児童に関する相談はもちろん、現在整備されている福祉制度では解決できないような、個別の困りごとや地域及び住民組織等の抱える課題の深刻化を防ぐため、困りごとの解決に向けた支えあいの地域づくりを進めていきます。

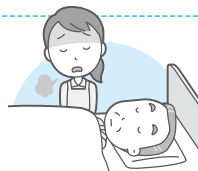
どこに相談したらよいかわからないようなことでも幅広く相談に応じます。



育児で不安がいっぱい
どうしたらいいの…



子どもが学校に行きたくないと
誰に相談したら…



介護が大変だけど
誰にも頼れない…



近所で心配な人が
いるんだけどな…

誰もが地域で孤立しないように福祉サービスや各種サービスの紹介、地域住民、ボランティアなどと協力し、参加や利用につなげることで不安の解消を目指します。

絆ネット コーディネーター （コミュニティソーシャルワーカー） を配置しています

絆ネットコーディネーターを配置し、単独では対応が難しい複雑化・複合化した相談内容について、他の相談支援機関と連携しながら課題解決に向けて支援調整を行います。

ボランティアセンターからの

今できる活動って何？

新型コロナウイルスの感染対策をしながらでも、やれることはあるよね！ということ、様々な工夫・アイデアを凝らして活動を続けている団体が、精華町内にもたくさんあります。

今回は高齢者サロンのボランティアさんにお話しを伺いました。



みなみふれあいサロン

座の間隔を空け、マスクは外さないなど、対策を取りながら、楽しくやっていますよ！



桜が丘二丁目いきいきくらぶ

コロナ禍なので、日々使用するマスク作りをしています！

【問合せ先】

精華町社協 地域福祉課
電話 94-4573

令和4年度ボランティア養成講座(手話編)を開催します！

ボランティア活動や手話に関心・興味のある方を対象に養成講座を開催します。

この講座は、かしのき苑で9月14日(水)から全5回の予定で開催し、受講料は無料です。詳細は左記までお問合せください。

- ★ 集まらない時は、電話で「変わりないですか」と声掛けしています。
- ★ 家での生活が退屈にならないよう、脳トレやパズルを手作りして配っています。
- ★ 家でできる簡単な体操のプログラムを配っています。
- ★ 少人数で数回に分けて集まっています。
- ★ ボランティアだけで集まり、作戦会議を開きました。
- ★ 再開時に備えて、普段購入できない備品を揃えました。

こんなアイデアもボランティアさんからいただいています！



たつみ歯科

〒619-0232 京都府相楽郡精華町桜が丘1丁目15-11

TEL.0774-73-2021



0774-73-3040 ☎619-0232 精華町桜が丘1丁目5-20

令和4年度 法人会員(第1次報告)

社協会費を納めていただいております。寄せられた会費は住民の皆さまが地域で安心して暮らすことのできるまちづくり支援に活用させていただきます。(順不同)

精華町権利擁護・成年後見センターからのお知らせ



成年後見制度とは？

認知症や知的障がい、精神障がいなどによって、物事を判断する能力が十分でなく、契約行為や財産の管理などに支障のある方が不利益を被ることがないよう、家庭裁判所への申し立てにより本人を保護し、法律的に支援する人を選任する制度です。この支援してくれる人を「後見人」と呼びます。

【成年後見制度の種類】

1. 法定後見制度

判断能力が不十分な人に代わって法律行為や不利益な契約を取り消したりする制度です。ご本人にどの程度の支援が必要かを家庭裁判所が判断し、次の3つの中から支援を決定します。

① 後見

重度の認知症などで判断能力が常に不十分。普段の買い物なども難しい方。

② 保佐

判断能力が著しく不十分。重要な財産管理が難しい方。

③ 補助

判断能力が不十分。軽度の認知症などで重要な財産管理などを一人で行うのが不安な方。

2. 任意後見制度

今は元気で、将来判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめご本人が支援してくれる人や支援してもらおう内容を契約により決めておく制度です。必要時に本人や親族などの申し立てにより、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されます。

後見人は何をしてくれるの？

大きく分けて次の2つです。

① 財産管理

金銭や不動産などの財産管理

② 身上監護

医療に関する支払いや、介護に関する契約や手続きなど、身の回りの手をします。

後見人はだれがなるの？

家庭裁判所がご本人にとってだれが最善かを考えて後見人を選任します。後見人になれるのは、親、親族の方、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職、社会福祉協議会などの法人や市民後見人などです。

後見人は、定期的に家庭裁判所へ事務報告書を提出し、裁判官が後見人の事務内容を考慮して、本人から後見人への報酬額を決定します。

法定後見制度の手続きの流れ



申し立ての準備

書類を作成する
本人情報シート、医師の診断書、後見人候補者の選定、親族意向調査など

裁判所への面接予約

申し立ての書類の提出

裁判所担当者による面接・調査

審判（後見人選任）

法務局への登記

※申し立てから審判が確定するまでの期間は多くの場合4か月以内です。

※申し立ては、「ご本人がお住いの地域を管轄する家庭裁判所」に対して行います。

※申し立ての書類は家庭裁判所でもらうか、家庭裁判所のホームページからダウンロードできます。詳しくは家庭裁判所にお問合せください。

福祉サービス利用援助事業

成年後見制度を利用するためには、主治医の診断書や家庭裁判所の審判による成年後見人の選任が必要となります。

一方、社協が実施する福祉サービス利用援助事業は、利用者として社協の直接契約で支援を行います。

※後見人と同じ支援ができるわけではありません。

※福祉サービス利用援助事業の契約には京都府社協による審査があります。

● 利用料金（1時間千円＋移動費実費）が必要です。

● 生活保護世帯と住民税非課税世帯は利用料が免除されます。

支援の内容

① 福祉サービスの利用援助

福祉サービスを利用するための利用契約の支援

② 日常生活の金銭管理支援

銀行での出金手続き代行、公共料金の支払代行など

③ 通帳・印鑑などの預かり支援

精華町社協では、現在、利用者宅へ訪問して支援を行う「生活支援員」を募集しています。詳細は左記までお問合せください。

【問合せ先】

精華町社協 地域福祉課
電話 94-4573



なごみ司法書士事務所

〒619-0241 京都府相楽郡精華町大字祝園小字長塚17番地5
TEL.0774-93-3009 FAX.0774-29-6480

飾らない銀行

京都銀行

精華町支店 TEL.0774(93)2300

エスペローマ高の原

おく内科医院

電話 72-7023

「ちょっと助けてー!」に応えたい

「ふれあいサポート事業」のお知らせ



ふれあいサポート事業とは、住民相互で支えあう生活支援活動です。

日常生活において支援が必要と認められる方に対して、地域住民(協力会員)が家事支援などの活動を行います。

●主な活動内容

- ・外出時の付き添い
 - ・(買い物・通院・散歩など)
 - ・家事の手伝い
 - ・(自宅内の掃除・洗濯・調理・衣替(えなど))
 - ・話し相手など
- ※公的制度優先です。また、ホームヘルパーの代わりではありません。

●利用できる日時

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時

●利用できる回数

活動内容により利用回数に制限があります。



草引き活動のようす

●利用料金

30分あたり350円
当日キャンセルの場合は、協力会員に350円のキャンセル料をお支払いいただきます。

●年会費

5000円
※生活保護受給世帯は、減免制度があります。

●支払方法

利用会員が協力会員に直接現金で支払います。
★詳しくはお問合せください。

【問合せ先】

精華町社協 法人運営室
電話 94-4573

子育て中のパパ・ママの強い味方 ファミリー・サポート・センター



ファミリー・サポート・センターとは、子育ての援助を受けた人(依頼会員)と行いたい人(援助会員)とが会員となり、センターが仲介してお互いの信頼関係のもと助けあいを行う(有料)子育て支援組織です。

●主な活動内容

保育所・幼稚園・放課後児童クラブ終了後のお迎え・預かり、保護者の用事の時の預かりなど。

●利用できる時間

午前7時～午後8時

●利用料

平日1時間700円
土日祝日1時間800円



援助会員宅でお子さんを預かるようす

ひとり暮らし老人の会 「若葉会」会員募集中

「若葉会」は、精華町内のひとり暮らし高齢者(65歳以上の希望者)で作られる会員組織です。
毎月1回定例会を開催して、会員同士の親睦を深めています。同じ立場の方々で、気兼ねなく、季節にあわせた楽しいイベントを行っています。

興味がありましたら、見学だけでもお気軽にお越しください。皆さまのご参加をお待ちしています。

開催日時

毎月第2金曜日
午前10時～午後3時

開催場所

かしのき苑
2,000円

年会費



6月定例会
霊山寺パラ園へ

【問合せ先】若葉会事務局
(精華町社協 法人運営室)
電話 94-4573

相楽作業所

精華町精華台5丁目1-4
電話 93-3277

山田内科クリニック

〒619-0238 京都府相楽郡精華町精華台2丁目10-94
TEL.0774-98-3660

古田診療所

整形外科・外科・内科・リハビリテーション科
日本整形外科学会 整形外科専門医 古田貢一
精華町祝園門田8

☎(0774)93-2216

南部地域包括支援センターからのお知らせ

「社協ぶくし&暮らしの困りごと相談」はじめました

福祉や住まいの困りごとについて、専門家に相談することができません。介護や福祉の専門職と住まいの専門家が一緒に困りごとの問題解決にあたります。

●対象者

精華町内在住で、高齢者世帯や障がい等でサポートが必要な方

●相談日時

毎月第4木曜日
※祝日はお休み
午前9時～正午

●場所

地域福祉センター
かしのき苑



※事前に予約が必要です。
予約は相談日の月の1日（土日祝の場合は翌営業日）の午前8時30分から受け付けます。

※相談員は認知症サポートー養成講座を受講しているため、安心して相談していただくことができます。

認知症支援の取組み

認知症初期集中支援チーム

認知症の疑いがあったり、認知症の症状で対応に困っているご家族などからの相談に対して専門職が家庭訪問し、適切な医療や介護を受けられるよう、家族のサポートなどを包括的・集中的に行います。



●対象となる方は？

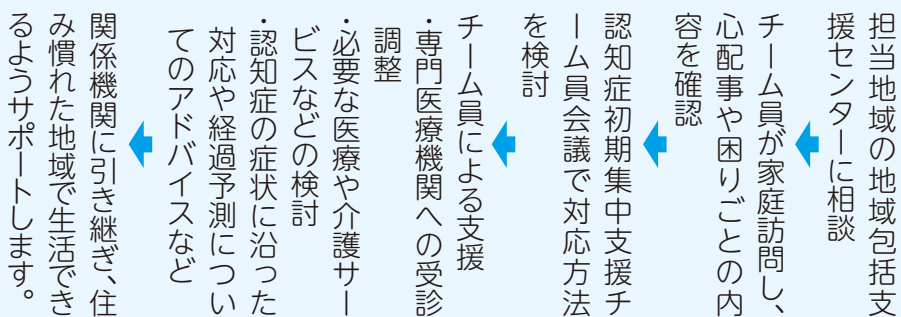
40歳以上の方で、自宅で生活している認知症の方、またはその疑いのある方。
具体的な相談内容の例

- ・認知症の診断を受けていない、または治療を中断した
- ・医療サービスや介護サービスなどを利用していない
- ・認知症の症状が強く、どのように対応したら良いか困っている

●チームの構成メンバーは？

専門医、看護師、作業療法士、社会福祉士、主任ケアマネジャー、薬剤師などがそれぞれの専門分野を活かしながら関わっています。

●サポートの流れ



【相談・問合せ先】

精北・川西小学校区
北部地域包括支援センター
電話 94-5677
山田荘・東光・精華台
小学校区
南部地域包括支援センター
電話 94-4573

中川登記測量事務所

精華町菱田前川原 16-1
近鉄狹田駅北側煤谷川沿い
TEL 0774-94-3143

内科・小児科・外科・整形外科

コマダ診療所

菱田宮川原 10 電話 93-1787

喫茶



焼きたてパンのみせ

0774-95-3203

ホームヘルパーからのせ



介護保険で 買い物支援が 利用できます



訪問介護では自力で買い物に行く事が困難な利用者に対して、利用者の代わりに買い物をする「買い物代行」を生活援助サービスとして提供しています。ただし何でも買える物ではないというわけではなく、介護保険の制度上、買うことができる物が決められています。

買い物できる内容(例)

- 食べ物や飲み物
- 日用品
- トロミ材(水分を飲み込み易くする)
- オムツやパッド類
- 衣類
- 調剤薬局での薬の受け取り



※利用者家族の買い物はできません。

買えない内容(例)

- タバコやお酒などの嗜好品
- 雑誌
- 来客用のお菓子
- お中元などの贈答品
- 利用者以外の家族の食べ物や日用品
- 生活圏域外の遠方までの買い物

実際はどんな流れ?



1 利用者の必要な物をお聞きし、代金を預かります。この時「金品預かり証」を記入します。

使い捨てのマスクがなくなりそうなんです。あとデザートも欲しいのをお願いします。



2 生活圏域内のお店にヘルパーが行って、買い物をします。なじみのヘルパーが代行するので、利用者の好みや、いつも頼まれる物などを把握しています。

この前はゼリーだったので、今日はプリンにしましたよ。おいしそうでしょう?



3 帰宅後はお釣りを確認の上預かり証にも記入し、品物を確認していただきます。

訪問介護で買い物代行を利用したい場合は、担当のケアマネジャーにご相談ください。



ニューフェイス!
デネットィ麻子
ヘルパー

4月より登録ヘルパーとして活動しています。社協で開催されていた、介護職員初任者研修受講生募集のチラシが目に入り、学びたいと思い申し込みをしました。

介護の基本から様々なことを学び、資格を取得しました。学んだ知識を活かしたいという思いで現在に至ります。初めて一人で訪問した時は、不安な気持ちでいっぱいでしたが、利用者の方々はとても優しく接してくださり、社協職員、ヘルパーの方々のご指導、フォローをいただき助けてくださったので、安心して訪問に伺うことができています。まだまだ未熟な私ですが、住み慣れた自宅での人らしい生活を支援できるように、一生懸命努めていきたいと思えます。

【問合せ先】
精華町社協
在宅介護課 訪問介護係
電話 98-3526

HIRATA MEDICAL CLINIC
平田内科医院

診療時間 午前9:00~12:00
午後5:00~7:00
休日 水・日・祝日
木曜と土曜の午後

■内科	月	火	水	木	金	土	日
■消化器科	○	○	○	○	○	○	○
■循環器科	○	○	○	○	○	○	○

京都府相楽郡精華町光台7丁目14-3 TEL 0774-95-3400

福祉用具・介護用品
販売・レンタルのお店

株式会社 歩ビリス

木津川市相楽神後原57-1 プルグ敷内2号館1階
TEL.0774-46-8477

有限会社
エイジング

〒631-0012
奈良市押熊町 1110-1
TEL 0742-52-7008
FAX 0742-52-7006

介護用品販売
レンタル
住宅改修
AGING

事業所No.2970101891

ケアマネジャーからのお知らせ



教えて!! 介護保険制度と 対象者

●介護保険制度とは?

介護が必要になった高齢者等を社会全体で支える仕組みが介護保険制度です。

40歳以上の人が介護保険料を支払うことで、介護が必要になり、介護認定を受ければ介護保険を利用することができます。

65歳の誕生日に市町村から「介護保険被保険者証」が交付されますが、そのままでは介護保険サービスを利用することはできません。

介護保険サービスを利用する場合は、介護認定を受けるための手続きが必要で、受けられるかどうかの審査があります。

介護保険被保険者証

住所	
氏名	
年 月 日	
印	

※イラストはイメージです

介護保険の申請から認定までの流れ

申請

住民票のある役所に、要介護認定を受けるための申請をします。

認定調査

認定調査員が自宅に訪問して、どのような状況なのか調査を行います。

一次判定

認定調査の結果と主治医意見書をもとに、一次判定が出されます。

二次判定

介護認定審査会で専門家が介護の必要性を判定します。

要介護認定の結果通知

認定結果(介護保険被保険者証)が申請から概ね1か月で自宅に届きます。



●介護保険の対象者は?

対象者は、「第1号被保険者(65歳以上)」と「第2号被保険者(40歳以上64歳以下)」の2種類に分かれています。

第1号被保険者は、介護が必要になった原因を問わず、介護認定を受ければ介護保険を利用することができます。

第2号被保険者は、介護保険の対象となる特定疾病(16種類※)が原因で発生した要介護状態であるという認定が必要です。

※指定されている特定疾病

- 1 末期がん
- 2 筋萎縮性側索硬化症 (ALS)
- 3 後縦靭帯骨化症
- 4 骨折を伴う骨粗鬆症
- 5 多系統萎縮症
- 6 初老期における認知症
- 7 脊髄小脳変性症
- 8 脊柱管狭窄症
- 9 早老症
- 10 糖尿病精神性障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性病網膜症
- 11 脳血管疾患

●要介護認定の通知が届けばどうすればいいの?

要支援1～2の認定を受ければ「地域包括支援センター」、要介護1～5の認定を受ければ「居宅介護支援事業者」からケアマネジャーを選び、ケアマネジャーと相談しながら介護サービス計画(ケアプラン)を作成します。ケアプランに沿って介護保険サービスを利用します。

どのような介護保険サービスが利用できるかなど、詳しく知りたい方は、左記まで気軽にお問合せください。



【問合せ先】

精華町社協 在宅介護課

居宅介護支援係

電話 98-3398

損害保険各種取扱い 生命保険各種取扱い

安心と信頼 **保険のやましん**

〒610-0311 京都府京田辺市草内大切 26-2 1F
tel.0774-64-8444 fax.0774-64-8440 0120-477-119
yamashin@mtg.biglobe.ne.jp

片岡司法書士・行政書士事務所

〒610-0334 京田辺市田辺中央 1-5-5 橋本ビル7階

TEL 66-4282

NPO 法人さわやかウエスト
さわやかヘルプ活動(生活支援)
TEL (0774) 95-3045

相談情報コーナー

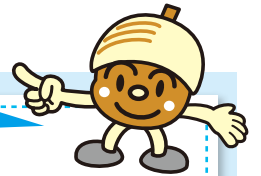
●●● 内容に応じて次の相談業務を行っています。相談はすべて無料で秘密厳守します。●●●

相談の種類	相談日時	場所	相談対象者	備考
弁護士による 法律相談	第2水曜日 午後1時30分から 午後4時	精華町 地域福祉センター かしのき苑	精華町内に在住・ 在勤している方 ※過去3か月相談を 受けていない方優先	相談日の1週間前 午前8時30分から 受付開始
介護相談	月曜日～金曜日 午前8時30分から 午後5時15分	精華町 地域福祉センター かしのき苑	※訪問もいたしますので お気軽にご連絡ください	
社協ふくし& 相続相談	①第2火曜日 ②第4金曜日 午後1時から午後4時	①せいかガーデンシティ2階 「イマージュサロン」 ②「かしのき苑」	精華町内に在住・ 在勤している方	相談月の1日 午前8時30分から 受付開始
社協ふくし& 暮らしの 困りごと相談	第4木曜日 午前9時から正午	精華町 地域福祉センター かしのき苑	精華町内に在住して いる高齢者世帯の方や 障がいなどで サポートが必要な方	※1日が土日祝の場合は 次の平日から受付開始

相談日が祝日と重なる場合はお休みです。 ※緊急事態宣言により休止する場合があります。

予約などは地域福祉課(94-4573)へお願いします。

各職種で職員を募集しています。
業務に慣れるまでチームワークで
あなたを支えます。



社協職員募集

～未経験、ブランクのある方も、まずはお電話ください！～

電話番号 ① 0774-94-4573 (地域福祉課)
② 0774-98-3924 (通所介護課)

職種	給与	資格	勤務日等
①介護支援専門員 (ケアマネジャー) ※地域包括支援センター の業務です	●時間給1,200円 ●通勤手当 ●賞与あり(年2回)	①介護支援専門員資格 ②普通自動車免許 ※①②両方の資格を有 する方	●月～金のうち4日間 (祝日除く) ●午前8時30分～午後5時 (休憩1時間含む)
②デイサービス 送迎員	●介護なし1,000円 ●介護あり1,120円 ●通勤手当	普通自動車免許 ※女性スタッフも 活躍中です!	●月～土のうち週3日 (祝日含む) ●1日4時間程度 朝2時間、夕方2時間程度

☆発行日 令和4年8月19日
☆発行 社会福祉法人 精華町社会福祉協議会
京都府相楽郡精華町南福八妻砂留22番地1
精華町地域福祉センター「かしのき苑」内
法人運営室 TEL 0774-94-4573 FAX 93-2278
地域福祉課 TEL 0774-94-4573 FAX 93-2278
在宅介護課 TEL 0774-98-3398 (ケアマネジャー)
TEL 0774-98-3526 (ホームヘルパー)
通所介護課 TEL 0774-98-3924 FAX 98-3559
※在宅介護課のFAX番号は通所介護課と同じです。
E-mail daihyou@seikashakyo.or.jp
URL <http://www.kyoshakyo.or.jp/seika/>



E-mail



HP-URL

ご寄付 ありがとうございました



個人 ●瀧本 哲夫(故人)
団体 ●精華女性の会

(順不同・敬称略)

精華町社協では、皆さまからお寄せいただいた
金品は住民の皆さまと進める地域福祉に活用させ
ていただきます。

※社会福祉法人へ寄付をいただいた場合は、税法
上の優遇措置がうけられます。

●目の不自由な方のため、朗読ボランティアひびきの皆さんが本誌を朗読したテープを社協地域福祉課で貸出しています。